

武豊町津波避難計画

平成30年11月

武豊町

武豊町津波避難計画

目次

1. はじめに

1-1	計画策定の目的	1
1-2	計画の位置づけ	2
1-3	計画の修正	3
1-4	参考にした資料	4
1-5	用語の定義	5
1-6	本町の特性	7

2. 津波避難計画

2-1	避難の方法	9
2-2	津波浸水想定区域の設定	10
2-3	避難対象地域の指定	11
2-4	避難困難地域の検討及び結果	12
2-5	避難目標地点の指定	14
2-6	避難経路の指定	20
2-7	指定緊急避難場所の指定	26
2-8	津波避難ビルの指定	28

3. 行政の対応

3-1	職員初動体制	29
3-2	避難誘導等に従事する者の安全確保	31
3-3	津波情報等の収集・伝達	32

4. 平時からの津波避難対策

4-1	津波防災教育・啓発	35
4-2	避難訓練	36

5. その他の留意事項

5-1	沿岸部への来訪者や港湾・海岸利用者等への津波啓発	37
5-2	避難行動要支援者の避難対策	38

1. はじめに

1-1 計画策定の目的

平成23年3月11日に発生した「東日本大震災」は、それまでの想定を大幅に上回る巨大な津波などにより東日本の太平洋沿岸の広域な地域に甚大被害をもたらし、岩手・宮城・福島の東北3県の沿岸部を中心に約2万人の尊い命を奪う大災害となりました。

こうした中で国では平成23年12月に津波防災地域づくりを総合的に推進することを目的に「津波防災地域づくり法」を施行し、都道府県知事は、基本方針に基づき、かつ、津波浸水想定を踏まえて、「津波災害警戒区域等」を指定することができると規定されました。また、平成25年11月には、「南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法」を改定し、さらに、平成25年12月には「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法」を公布・施行し、国土強靱化の観点から、様々な分野の計画等の指針となる計画として起きてはならない最悪の事態の回避を見据えた「国土強靱化基本計画」が策定されました。

愛知県においては、平成26年5月に「愛知県東海地震・東南海地震・南海地震等被害予測調査結果」（以下、「愛知県被害予測」といいます。）を公表しました。その結果、本町では、最大津波高3.2m、浸水面積9.1haとなり、約500人の町民が亡くなるという予測がされています。また、平成27年8月には地震・津波災害によるリスクを基本に想定した「愛知県地域強靱化計画」を策定しました。

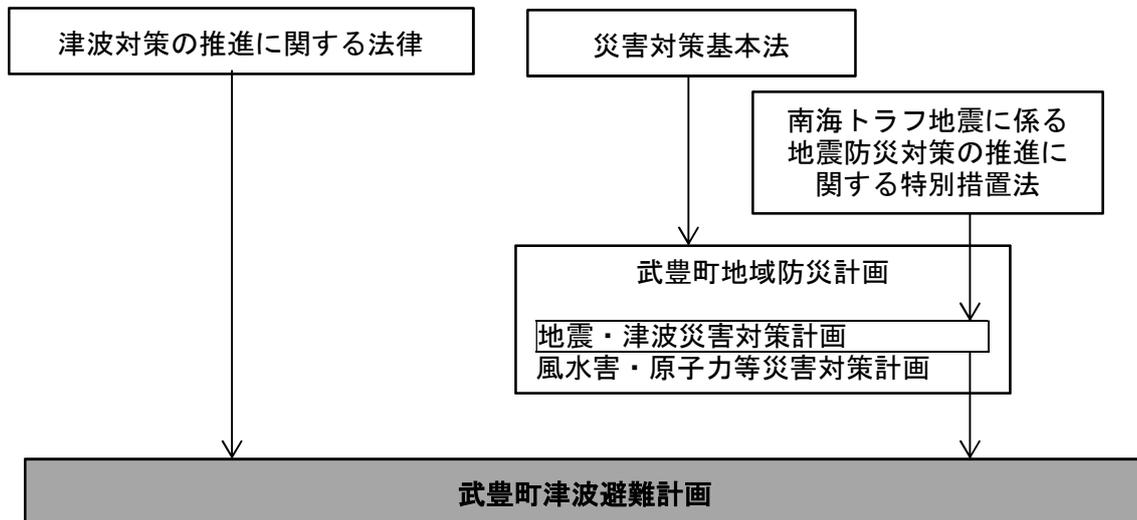
武豊町津波避難計画は、東日本大震災の教訓を踏まえ、南海トラフ巨大地震による最大クラスの津波が発生した場合に、町民の生命、身体に及ぶ危害の軽減を図ることを目的とし、町民・観光客などが円滑な津波避難を行うための基本的な方針を定めたものです。

1-2 計画の位置づけ

本計画は、津波対策の推進に関する法律（平成 23 年法律第 77 号）第 9 条第 2 項の規定に基づく計画であり、津波が発生し又は発生のおそれがある場合における避難場所、避難の経路等、住民が迅速かつ円滑に避難できるために必要な事項を定めたものです。

本町は、南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成 14 年法律第 92 号）第 3 条に基づく、南海トラフを震源とする地震が発生した場合に著しい地震災害が生ずるおそれがあり、地震防災対策を推進する必要がある「南海トラフ地震防災対策推進地域」に指定されています。そのため、同法第 5 条第 2 項の規定に基づき、本町の災害対策の根幹を定める「武豊町地域防災計画」において、津波災害への対策を「地震編」で定めています。本計画は、武豊町地域防災計画の「地震編」で定めた事項のうち、津波からの避難に関する事項を定めた内容となっています。

図 1 本計画の位置づけ



【(参考) 津波避難計画の位置づけ】

津波対策の推進に関する法律

第 9 条

2 都道府県及び市町村は、津波が発生し、又は発生するおそれがある場合における避難場所、避難の経路その他住民の迅速かつ円滑な避難を確保するために必要な事項に関する計画を定め、これを公表するよう努めなければならない。

出典：「津波対策の推進に関する法律」（平成 23 年法律第 77 号）

武豊町地域防災計画 地震・津波災害対策計画

第2編 災害予防 第6章 避難行動の促進対策 第4節 避難誘導等に係る計画の策定

1 町（防災交通課）、防災上重要な施設の管理者における措置

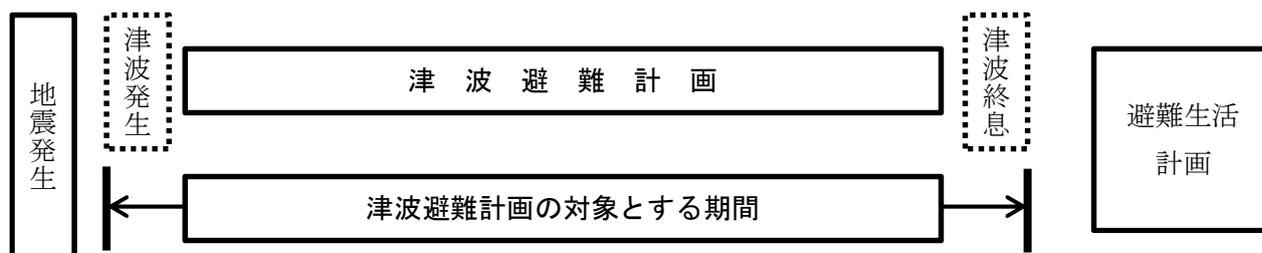
町及び防災重要施設の管理者は、災害時において安全かつ迅速な避難を行うことができるようあらかじめ避難誘導等に係る計画を作成しておくものとする。その際、水害と土砂災害、複数河川の氾濫、高潮と河川洪水との同時発生等、複合的な災害が発生することを考慮するよう努める。

出典：「武豊町地域防災計画」（武豊町防災会議、平成30年）

■本計画が対象とする期間

本計画が対象とする期間は、地震・津波の発生直後から津波が終息するまでの概ね数時間から十数時間において、住民等の生命、身体の安全を確保するために、円滑な津波避難を行うための計画とします。

図2 津波避難計画が対象とする期間の概念図



出典：「津波避難対策推進マニュアル検討会報告書」（消防庁国民保護・防災部防災課、平成25年）

1-3 計画の修正

本計画は、避難訓練等で明らかになった課題や津波防災対策の実施、周辺環境の変化等に応じて、適宜見直しを行います。

1-4 参考にした資料

本計画は、「愛知県市町村津波避難計画策定指針」（愛知県防災局、平成 27 年）（以下、「愛知県指針」といいます。）を参考に作成しました。また、本計画の作成に当たっては、下記の資料等を参考としました。

- ・「津波避難対策推進マニュアル検討会報告書」
（消防庁国民保護・防災部防災課、平成 25 年）
- ・「愛知県東海地震・東南海地震・南海地震等被害予測調査結果」
（愛知県防災会議地震部会、平成 26 年）
- ・「愛知県津波浸水想定」
（愛知県建設部、平成 26 年）
- ・「武豊町地域防災計画」
（武豊町防災会議、平成 30 年）
- ・「避難勧告等の判断・伝達マニュアル作成ガイドライン」
（内閣府（防災担当）、平成 26 年）

1-5 用語の定義

本計画で用いる用語の定義等は次のとおりです。

用語	意味
津波浸水想定区域	平成 26 年に愛知県が公表した、理論上最大想定地震による津波が発生したときに浸水が起こる地域とします。武豊町の場合、津波危険地域をそれと同じ範囲とします。
避難対象地域	津波が発生した場合に避難が必要な地域で、本計画では、津波浸水想定区域を避難対象地域とします。
避難困難地域	津波の到達時間までに避難対象地域の外（避難の必要がない安全な地域）に避難することが困難な地域を指します。
避難経路	避難する場合の経路で町との協議の上で自主防災組織、住民等が指定します。
避難目標地点	津波から避難し、生命の安全を確保するために、避難対象地域の外に定める、避難の目標とする地点です。町との協議の上で自主防災組織、住民等が指定します。
指定緊急避難場所	津波の危険から緊急に避難するための高台や施設です。災害対策基本法第 49 条の 4 の規定に基づき、災害の危険が切迫した場合における住民等の安全な避難先を確保するために町が指定します。
一次開設避難所	住宅が損壊した被災者等が仮設住宅等に移転できるまでの間や比較的長期間にわたって避難する施設です。災害対策基本法第 49 条の 7 の規定に基づき、原則として町が避難対象地域の外に指定します。
避難行動要支援者	災害時要配慮者のうち、災害が発生又はそのおそれがある場合に自ら避難することが困難な方です。
東京湾平均海面 (T.P.)	東京湾の潮の満ち引きを測った平均で、標高（海拔高度）の基準面です。

1-6 本町の特徴

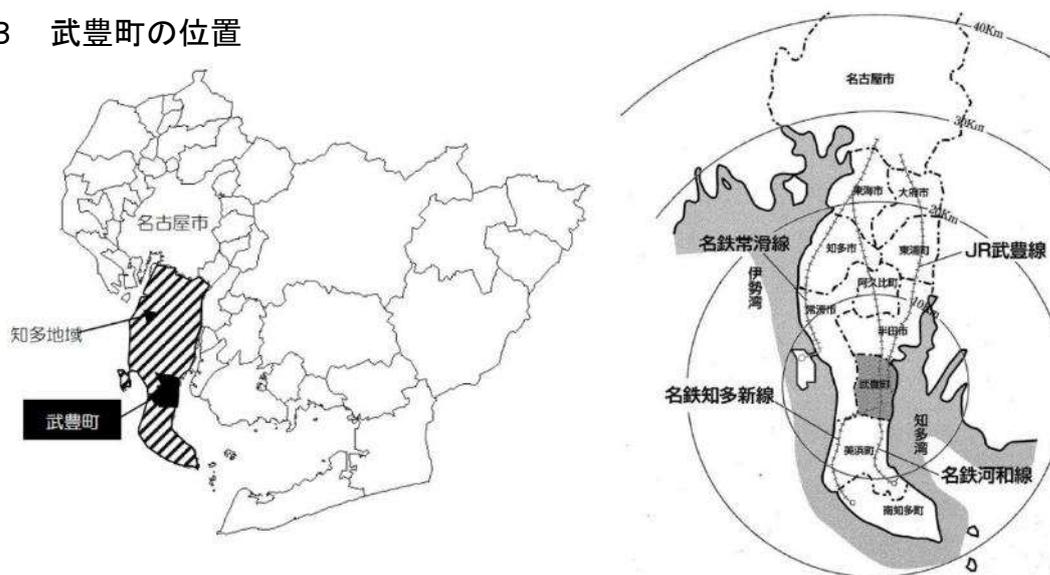
(1) 位置

武豊町は知多半島中央部に位置し、東は衣浦湾に面し、北は半田市、西は常滑市、南は美浜町に接しており、面積は25.92km²であり、南北に6.5km、東西に4.8kmとやや南北に細長い町域となっています。

名古屋市中心部からは、距離にして約35km、鉄道で約40分の位置にあります。

交通条件には比較的恵まれ、JR武豊線と名鉄河和線・知多新線が通り、JR武豊駅、名鉄知多武豊駅、富貴駅、上ヶ駅の4駅があります。道路交通では、知多半島道路や南知多道路、国道247号などによって名古屋市及び周辺市町と結ばれています。

図3 武豊町の位置



(2) 自然

地形的には、東部の衣浦湾臨海部の平地と西部の知多丘陵の間に位置し、標高は最も高いところでも海拔83.5mとなだらかな地形となっています。

北部には石川、中部には堀川、南部には新川という3本の主要河川が、西部の丘陵地から東部の衣浦湾へと流れ込んでいます。また、町内には数多くの池やため池が点在しています。



図4 武豊町の地形

(3) 地 質

現在の知多半島の丘陵部を形成している地層は、常滑層と言われる地層で、この層は、新生代第三紀鮮新世に形成されたものであり、平地部から海岸部、海底にかけては、この常滑層の上部に武豊層と言われる新生代第四紀沖積世に形成された地層が形成されています。一方、臨海部には昭和30年以降の港湾施設の整備拡充、工業地帯の造成に伴う埋立地が広がっています。

ア 常滑層

常滑層は、新第三紀、鮮新世、中新世からできており、下部層は主として砂レキ岩、中層部は主としてシルト岩と砂岩及び砂レキ岩の互層で凝灰質粘土層又は亜炭層をはさみ、さらに上層部は、砂岩、シルト岩、砂レキ岩がそれぞれほぼ同程度の厚さで互層になっています。

また、この常滑層は、武豊町全域を形成していますが、その深度はまちまちであり、丘陵部ではこの層が地表面に露出している所もあれば、それが平地部では武豊層の下に沈下して、海岸線から海面下では地下25メートルに及んでいる所もあります。

すなわち地層は、一定の深さで形成されているものではなく、地表面から浅くなったり、深くなったり、またあるところでは地表面に露出していたり、つまり不規則な波状線をなしているということが言えます。

また、これらの地層を形成している地質についても同様なことが言え、砂岩、シルト岩、砂レキ岩等についても一定の深さではなく、たとえば、あるところでは砂層が数10メートルにも達しているのに、その地点からわずか数10メートル離れたところでは、全然砂層がなかったなどということもよくあることであります。

イ 武豊層

武豊層は、武豊町の平地部から海岸線へかけての地表面を形成する地層で、この地質は、暗灰～青灰～褐灰の種々の粒土の砂を主体とし、シルトまじりになったりシルト～粘土層をはさんだりしています。

また、この層の分布状態をみると、内陸低地から臨海低地を経て沿岸海底に広がっていますが、海底ではやや粗粒のシルトとなって上部粘土層と区別ができなくなっています。

(4) 地盤分類

地盤とは、地表面化のある深さまでの地質のうち、特に構造物などの支持力に関する性質を総合したものを言いますが、地震による被害の大きさは、地盤により著しく異なることが過去の地震災害から明らかとなっています。

一般的に軟弱な地盤では、地盤が軟らかいほど地震動が増幅され、地層が厚くなるほど長周期の地震動となり、構造物の共振現象や液状化現象を引き起こすことが考えられます。また、軟弱地盤と硬い地盤との境界でも、揺れの相互から大きな被害を受けることが分かっています。

2. 津波避難計画

2-1 避難の方法

(1) 津波からの避難に対する基本的な考え方

津波避難では、時間と余力のある限り、安全な場所をめざすことが基本です。

何よりも避難対象地域の外にある避難目標地点まで、最も安全かつ、早く避難できる最短コースを通して避難することが重要です。

避難目標地点に到達した後も、周囲の状況を判断して、余力のある場合は、さらに内陸の指定緊急避難場所等、津波が終息するまでの間、安全が確保できる場所への避難行動も考えておく必要があります。

(2) 避難の方法

避難にあたっては徒歩を原則とします。

また、日頃から津波に対する正しい知識を持ち、大きな揺れや弱い地震であっても長い時間ゆっくりとした揺れを感じたら早めに避難するようにします。

【徒歩で避難すべき理由】

- 地震により、道路の損傷や液状化、信号が表示されない、踏切の遮断機が動かない、道路沿いの建物や電柱が倒壊する等が起き、交通障害が起こる可能性があるため。
- 多くの避難者が自動車等で避難した場合、渋滞や交通事故が発生し、浸水・津波の到達までに避難が完了せず、津波に巻き込まれる可能性があるため。
- 幅員の狭い道路では、すれ違いや方向転換が困難となるため。また、交通量の多い幹線道路との交差点や避難車両の駐車場所等では、円滑な交通処理が行われない可能性があるため。
- 避難支援者が活動するための自動車の通行を妨げ、避難支援活動に支障を及ぼす可能性があるため。
- 自動車が徒歩による避難者の円滑かつ安全な避難を妨げる可能性があるため。

2-2 津波浸水想定区域の設定

津波浸水想定区域は、「愛知県東海地震・東南海地震・南海地震等被害調査結果（平成26年5月・愛知県公表）」において、「命を守る」という観点で、南海トラフで発生する恐れのある地震・津波のうち、あらゆる可能性を考慮した最大クラスを想定したモデルである「理論上最大想定モデル」により設定しました。

【理論上最大モデルによる想定津波浸水深（初期潮位（T.P.）1.0m）】

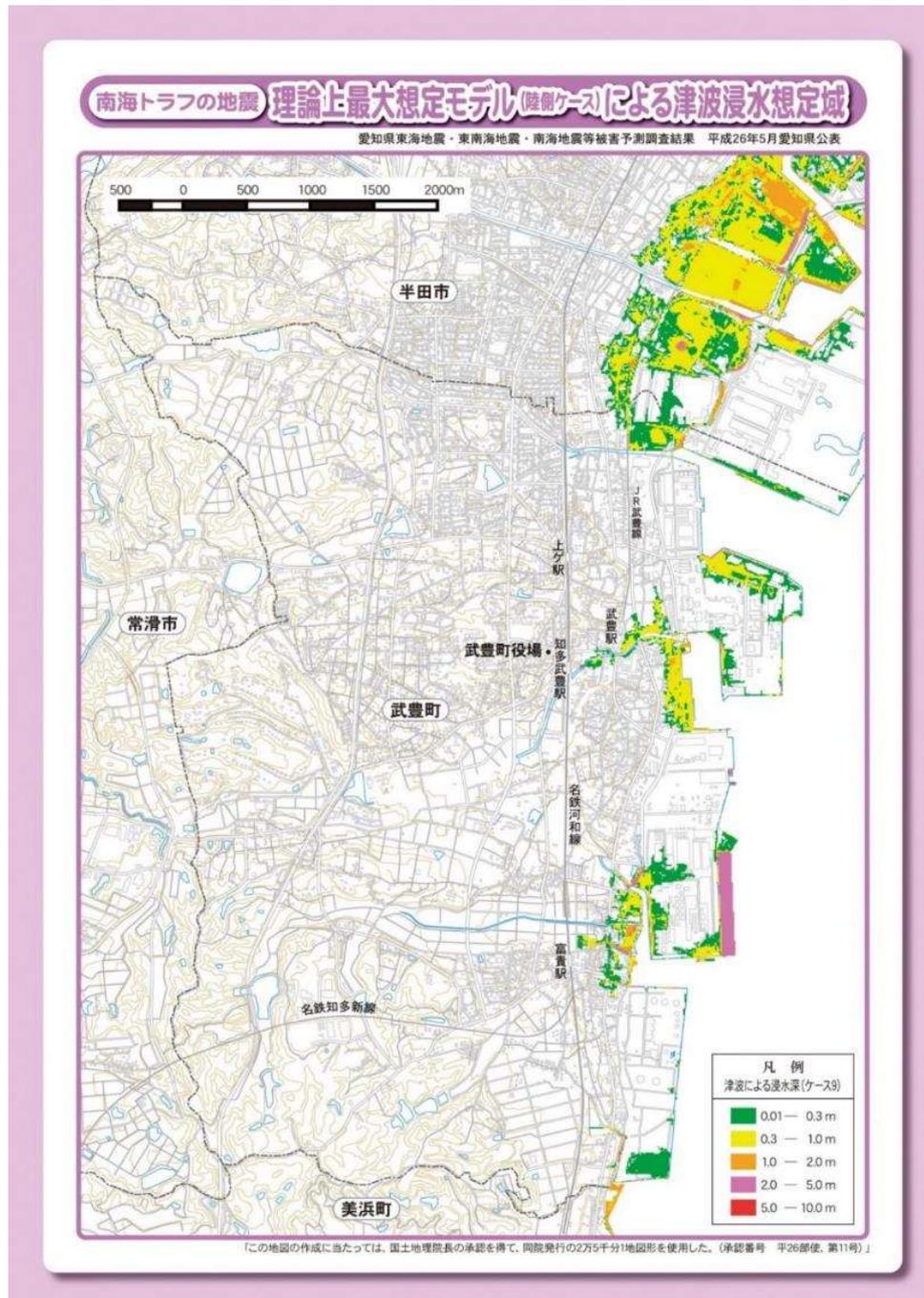


図5 武豊町防災マップ 理論上最大想定モデルによる津波浸水想定域

2-3 避難対象地域の指定

県が公表している東海地震・東南海地震・南海地震等被害予測調査結果（平成26年5月）により津波災害から住民の生命及び身体の安全を確保するため「避難対象地域」を指定します。本町の「避難対象地域」は以下のとおりです。

大字	小字					
	石川	北曲輪	七号地	沢田新田	小迎	金下
	西門	道崎	瀬木	明神戸	掘割	川脇
	後田	道仙田	九号地	五号地	一号地	旭
	竜宮					
東大高	中浜田	石曾根	豊倉新田	浦之島		
富貴	臓ノ内	三反田	笠松	下鐘鑄	北側	東門
	森万新田	市場	南側			

上記を基に字別で人口を行政区ごとに整理すると以下のとおりとなります。（平成30年4月現在の人口）一部、同じ字内でも区をまたがる字がありますが、その字については、面積上大きい行政区に含めることとしました。

なお、上記のうち住民票による届け出がなく居住が覚知されない字は、除外しました。

行政区	字名	字人口	行政区人口
馬場区	字石川	306人	計306人
小迎区	字沢田新田	5人	計1,033人
	字小迎	664人	
	字金下	364人	
玉東区	字西門	636人	計830人
	字道崎	178人	
	字瀬木	16人	
大足区	字明神戸	356人	計1,063人
	字掘割	310人	
	字川脇	147人	
	字道仙田	250人	
東大高区	字中浜田	9人	計609人
	字石曾根	85人	
	字豊倉新田	256人	
	字浦之島	259人	
富貴市場区	字北側	309人	計1,058人
	字東門	5人	
	字森万新田	71人	
	字市場	342人	
	字南側	331人	
富貴区	字臓ノ内	161人	計278人
	字三反田	23人	
	字笠松	92人	
	字下鐘鑄	2人	

2-4 避難困難地域の検討及び結果

予想される津波到達時間までに津波危険地域の外へ避難することが困難なことが想定される地域について検討します。

(1) 避難可能範囲の設定

避難可能範囲の設定にあたり、津波到達時間、避難目標地点、避難可能距離の条件について、以下のとおり設定します。

ア 津波到達時間

津波到達時間は、愛知県公表の「理論上最大想定モデル」による津波到達時間（浸水が30cmに達する到達時間）である55分とします。

イ 避難目標地点

避難目標地点は、津波危険地域の外へ避難する際の目標地点として、津波危険地域の外側に設定するものとし、自治区が設定している一時避難場所を基に本町と各区と調整した上で設定します。

ウ 避難可能距離

避難可能距離は、徒歩を前提として避難開始から津波到達時間までに避難目標地点、または緊急避難場所等（津波の危険から緊急に避難するための施設）へ避難することが可能な距離とします。津波到達時間や歩行速度等を踏まえ、避難可能距離を算出すると約1,054mとなります。しかし、愛知県指針では、避難シミュレーションにあたって避難者が避難できる限界距離として1,000m程度を目安としていることから、避難できる距離に留意する必要があるとしています。

これらを踏まえ、避難困難地域の考察において使用する避難可能距離を1,000mに設定します。

避難可能距離の算定式＝歩行速度×（津波到達時間－避難準備時間）×歩行速度低減率 ＝44.1×（55-9）×（0.8×0.65）≒1,054m>1,000m（避難限界距離）
--

※避難可能距離の算定にあたり、深夜、液状化の低減を行った。

項目		設定値	適用
歩行距離		44.1m/分	愛知県指針 歩行速度：2.65km/h （液状化の危険を考慮しない昼間の健常者）
津波到達時間		55分	愛知県東海地震・東南海地震・南海地震等被害予測調査結果 ・最短津波到達時間（津波高30cmの到達時間） 55分
避難準備時間		9分	津波避難を想定した避難経路、避難施設の配置及び避難誘導について（第3版）国土交通省 ・東日本大震災の津波避難実態調査における最初から避難を行った人の50%の避難開始時間：9分後
歩行速度	深夜	0.8	愛知県指針 深夜速度は昼間速度の8割
低減率	液状化	0.65	愛知県指針 液状化の危険度の高い地域の速度低減率 0.65
避難限界距離		1,000m	愛知県指針 ・1km程度が目安

(2) 避難困難地域の検討結果

避難困難地域の検討は、避難対象地域内にある住居から避難対象地域外までの距離と避難可能距離である1,000mとの比較により行いました。

検討に当たっては、避難対象地域内にある住居のうち、避難対象地域外へ出るまでの距離が最も長い地点を中心とした半径1,000mの円を描きます。描かれた円は、津波が到達するまでに円の中心を起点として徒歩で避難できる範囲を意味します。その円が避難対象地域の中に含まれる場合は「津波到達までに避難が困難」とし、円が避難対象地域外の内陸部側に描かれている場合は「津波到達までに避難が可能」としました。

検討した結果、町内全域において半径1,000mの円が避難対象地域外に描かれており、津波到達までに避難が可能と判断できます。下記にて検討結果を示します。

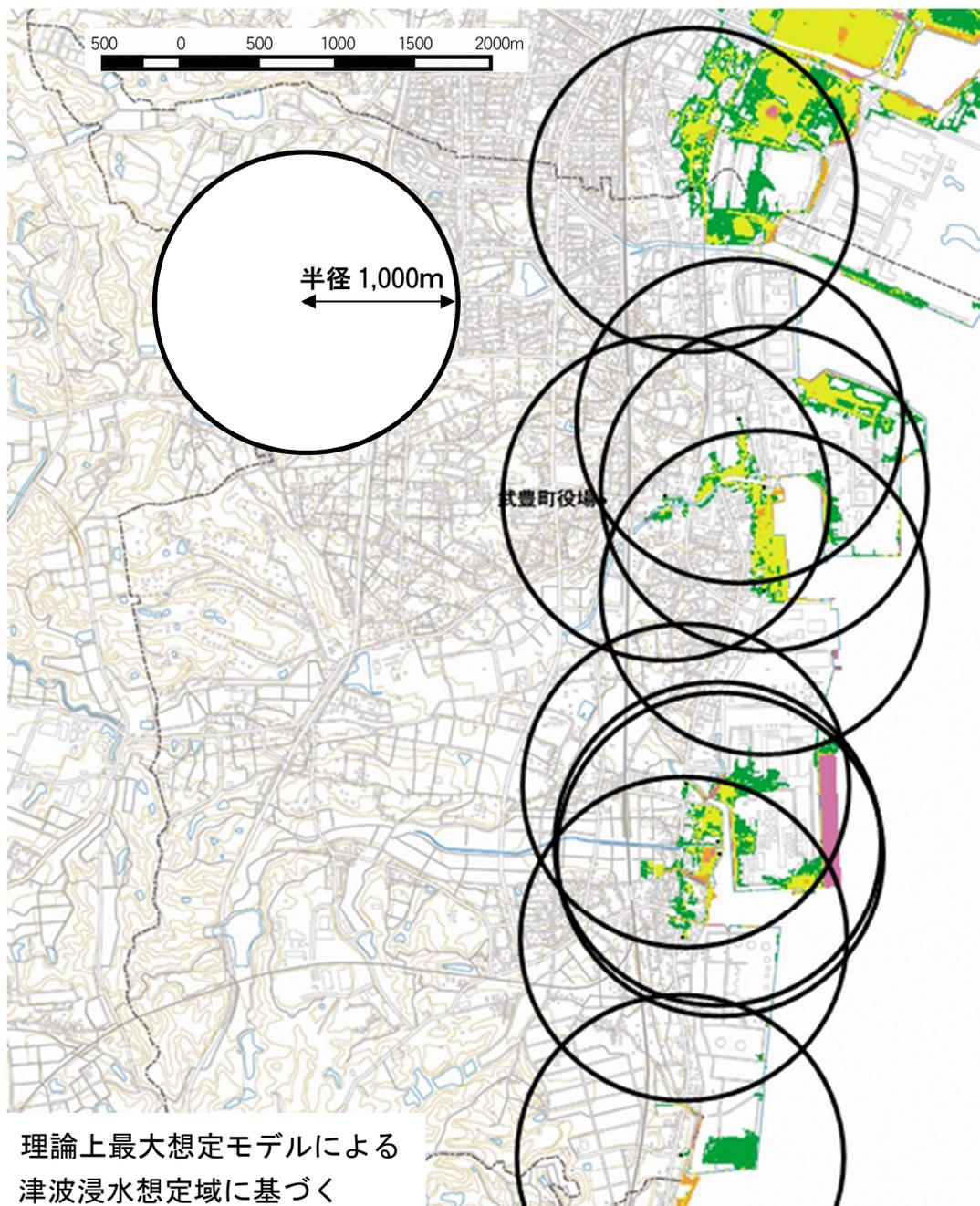


図6 理論上最大想定モデルによる津波浸水想定域に基づく避難困難地域の検討図

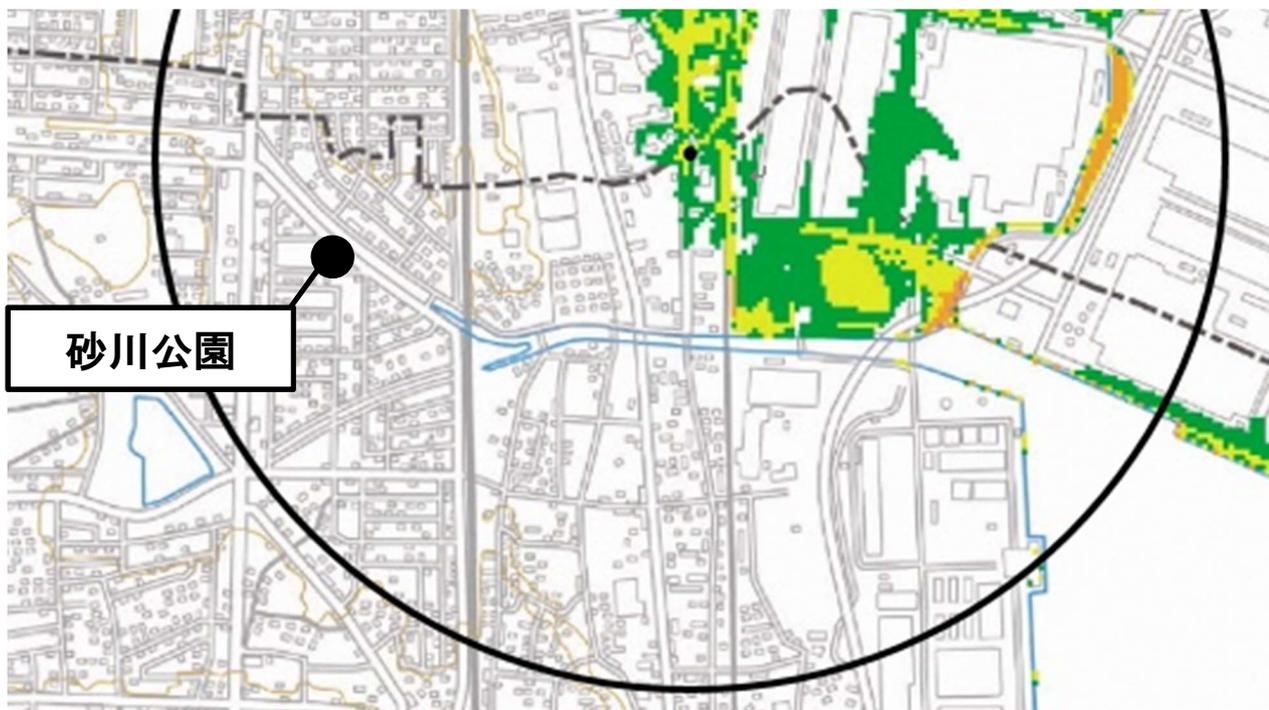
2-5 避難目標地点の指定

武豊町では、行政区ごとに近所の住民の安否確認をするための一時避難場所が設定されています。区が設定した一時避難場所のうち避難対象地域に該当する地区住民が避難対象地域の外に最も安全、かつ早く避難できる目標地点を「避難目標地点」として指定します。

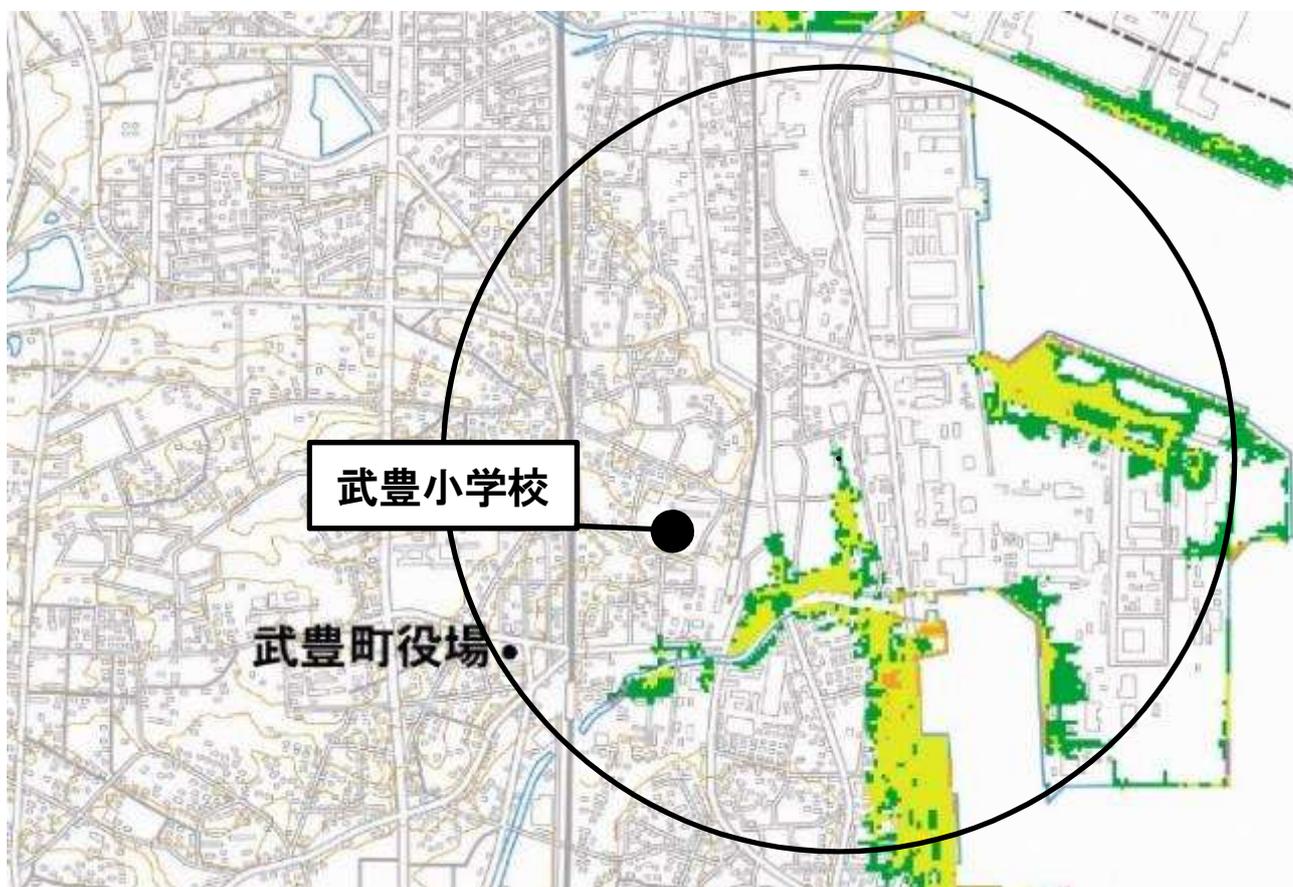
なお、本項で定めた場所はいくまで一時避難としての場所を示しており、一時避難としての避難目標地点にとどまらず、さらに安全・確実な場所を目指して避難行動をとる必要がある場合は、2-7で定める指定緊急避難場所へ避難する必要があります。

区	場所	住所
馬場区	砂川公園	字砂川一丁目45番地
小迎区	武豊小学校	字高野前1番地
玉東区	日油武豊クラブ	字迎戸123番地1
大足区	稻荷社	字後畑15番地1
	日油社宅跡地	字後畑28番地
東大高区	AGCグラスシア武豊駐車場	大字東大高字池田46番地1
	東大高公民館	大字東大高字知里付1番地
富貴市場区	小桜稻荷神社	大字富貴字小桜140番地ほか
富貴区	山崎ごみ集積所	大字富貴字山崎135番地1先

馬場区：砂川公園



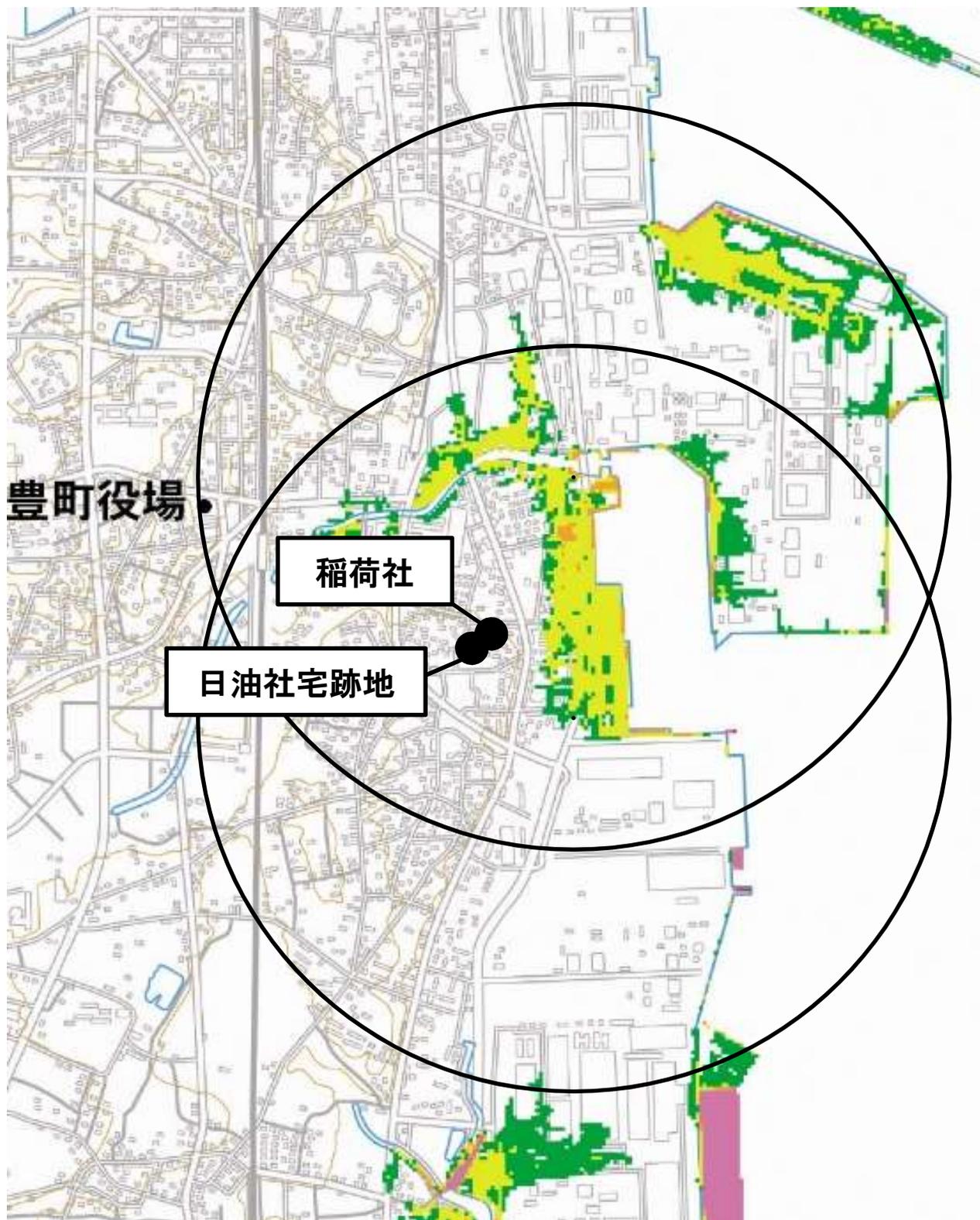
小迎区：武豊小学校



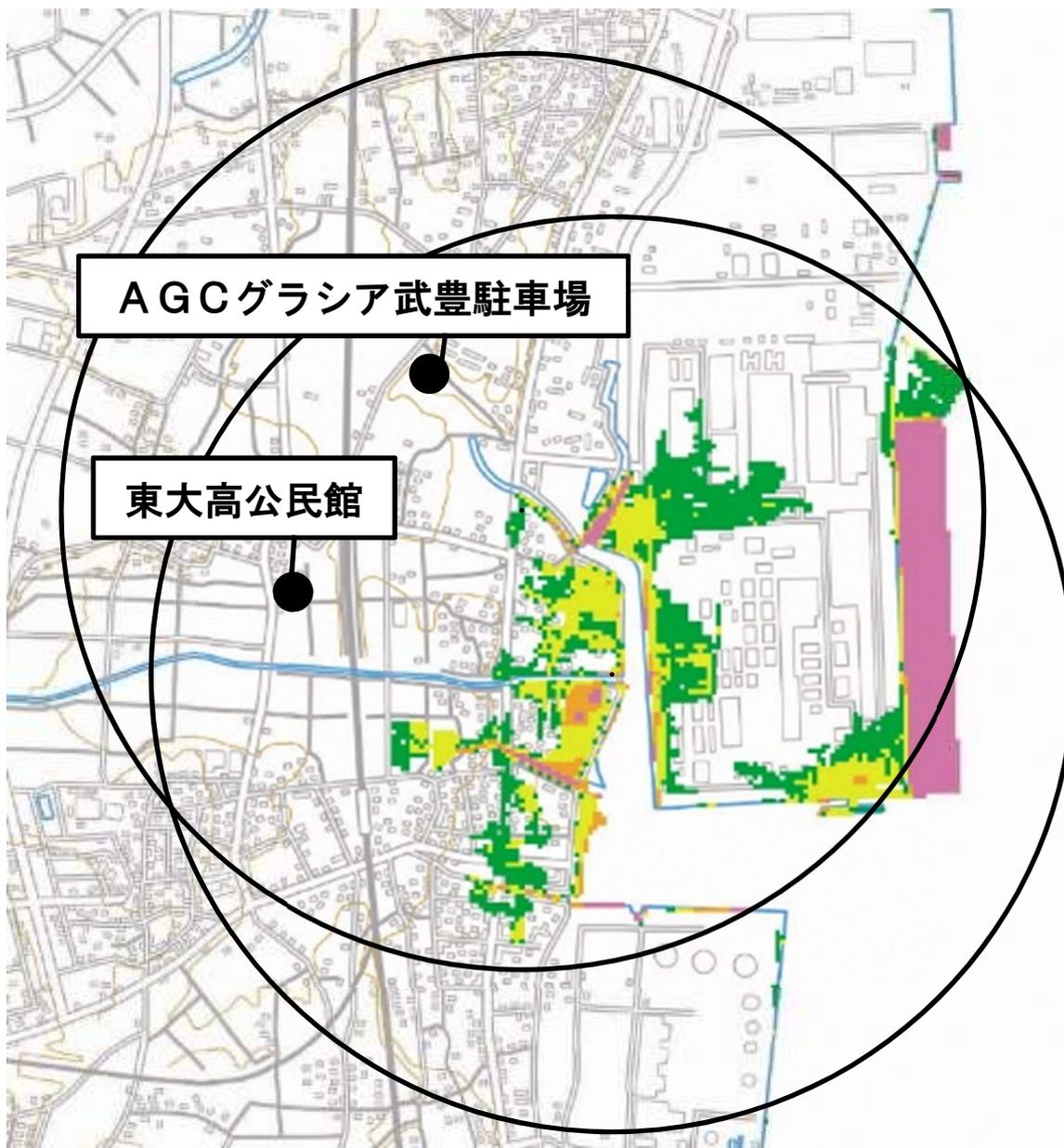
玉東区：日油武豊クラブ



大足区：稻荷社、日油社宅跡地



東大高区：AGCグラシア武豊駐車場、東大高公民館



富貴市場区：小桜稲荷神社



富貴区：山崎ごみ集積所



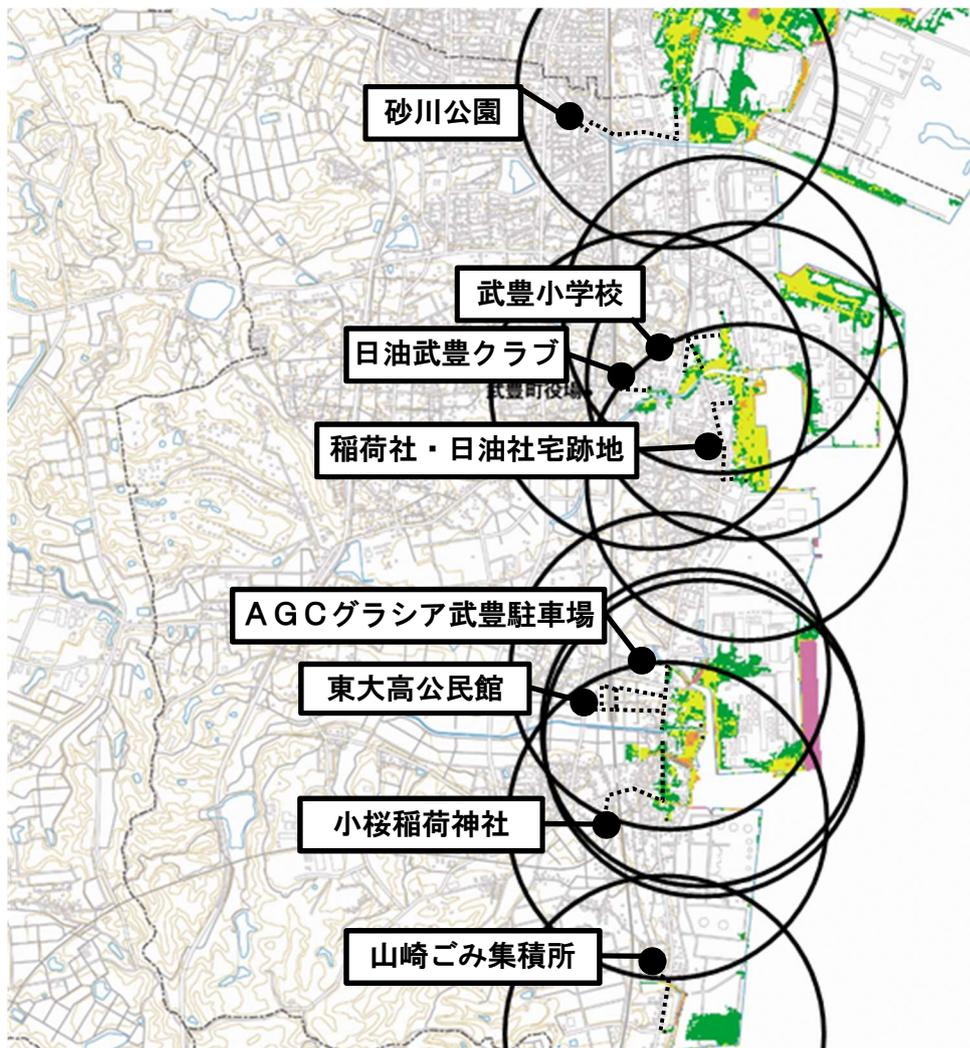
2-6 避難経路の指定

避難経路は、避難対象地域の住民等が避難対象地域の外、さらには避難目標地点へ迅速かつ安全に避難できるように考慮して、以下の考え方に基づき町と協議の上で自主防災組織や住民等が指定します。

【避難経路の指定の考え方】

- 山・崖崩れ、建物の倒壊、転倒・落下物等による危険が少なく、避難者数等を考慮した幅員が確保されていること。特に観光客等の多数の避難者が見込まれる地域にあっては、十分な幅員が確保されていること。
- 橋梁等を有する道路を指定する場合は、その耐震性が確保されていること。
- 防潮堤や胸壁等の避難障害物を回避する対策（例えば階段等の設置）が図られていること。
- 津波の遡上のおそれがある河川沿いを避けること。

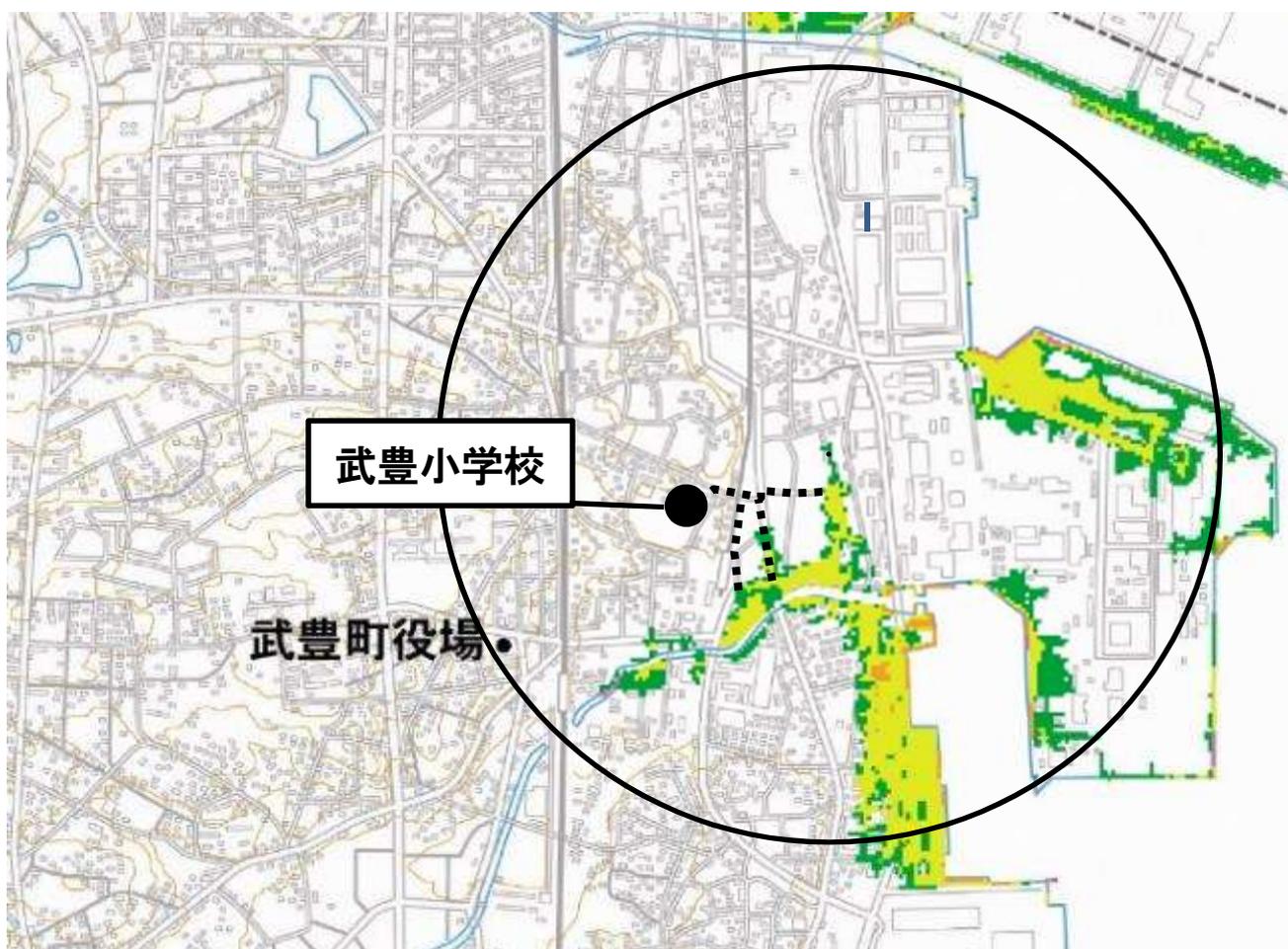
本計画で指定した避難経路は以下のとおりです。



馬場区：砂川公園



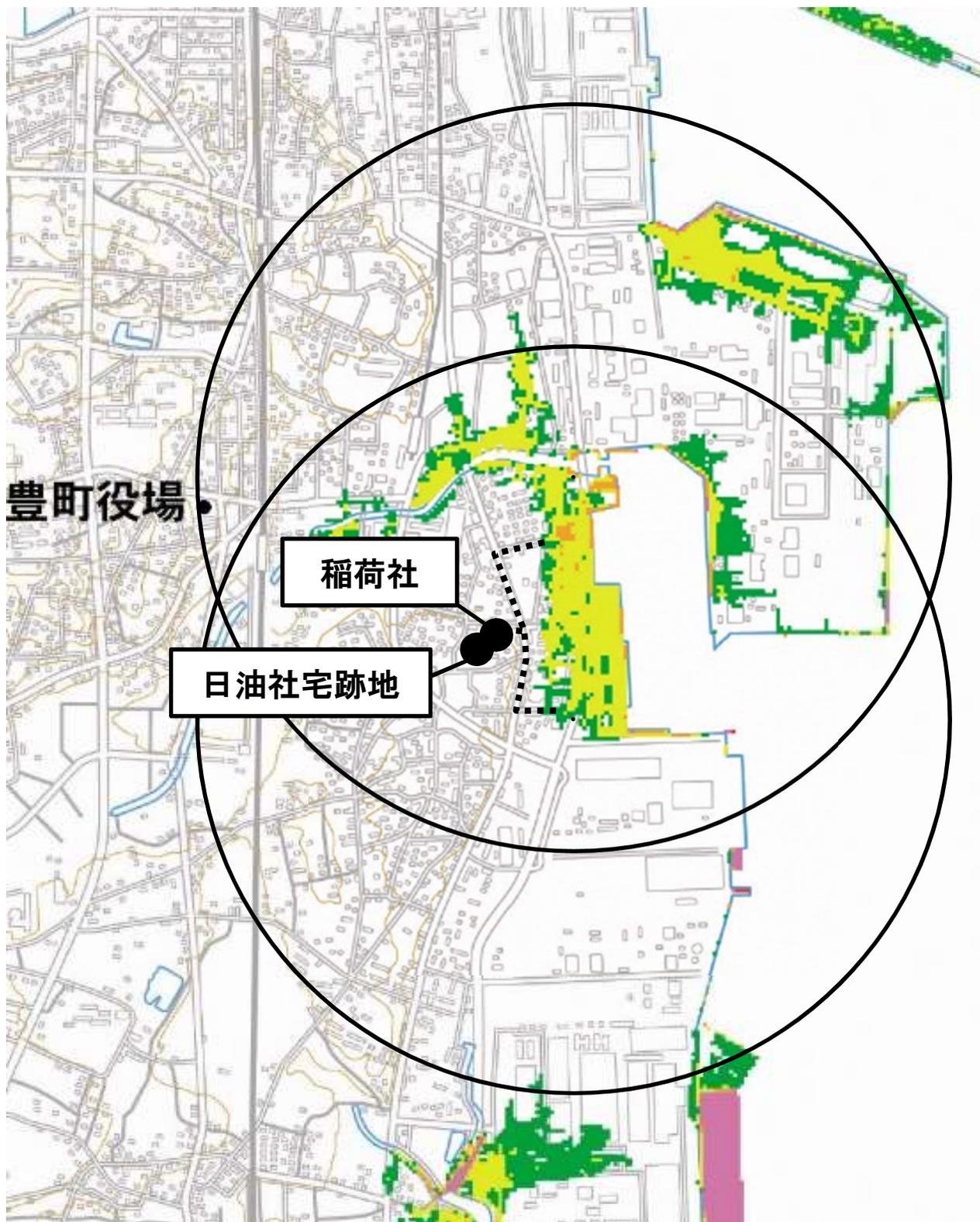
小迎区：武豊小学校



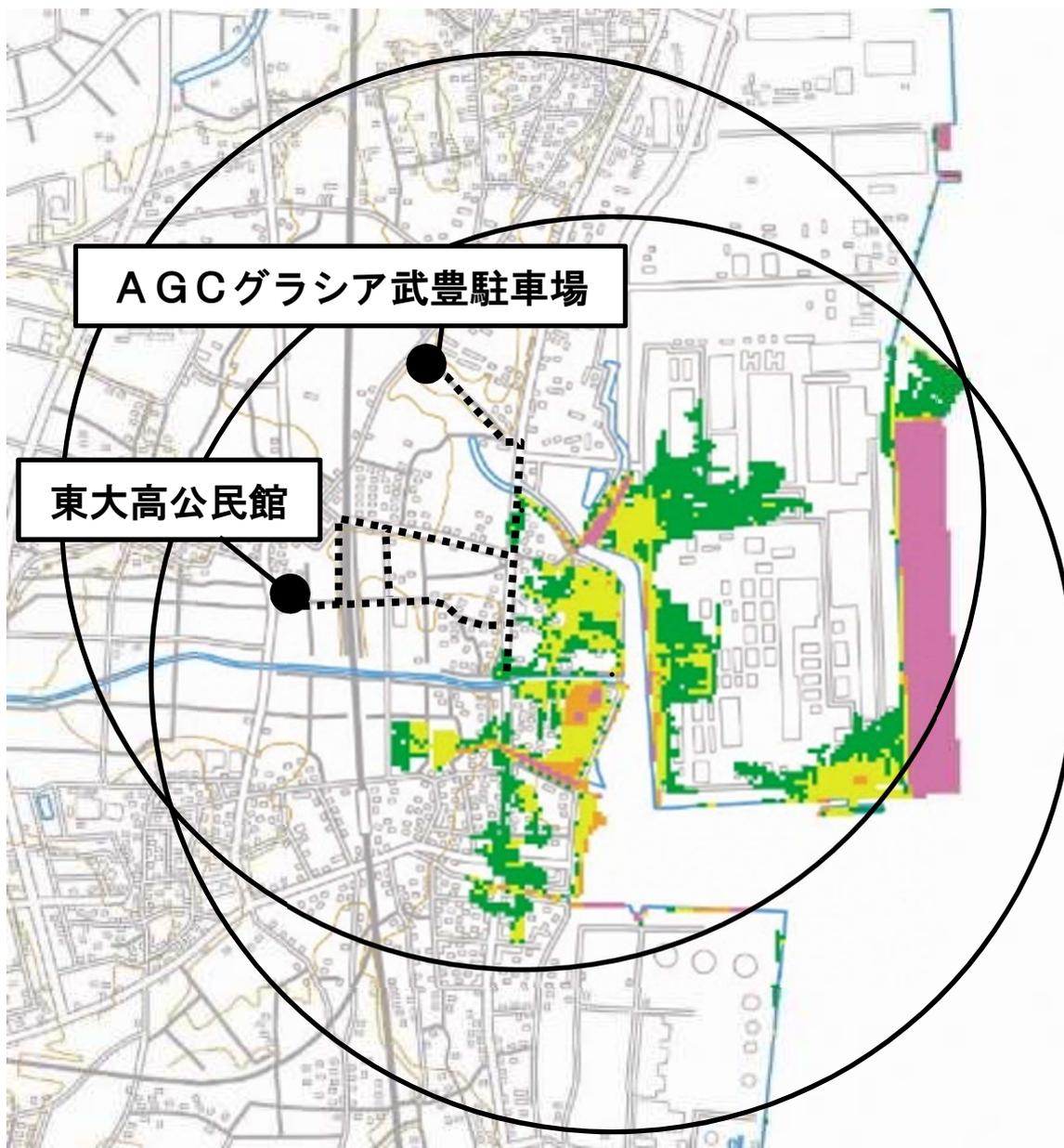
玉東区：日油武豊クラブ



大足区：稲荷社、日油社宅跡地



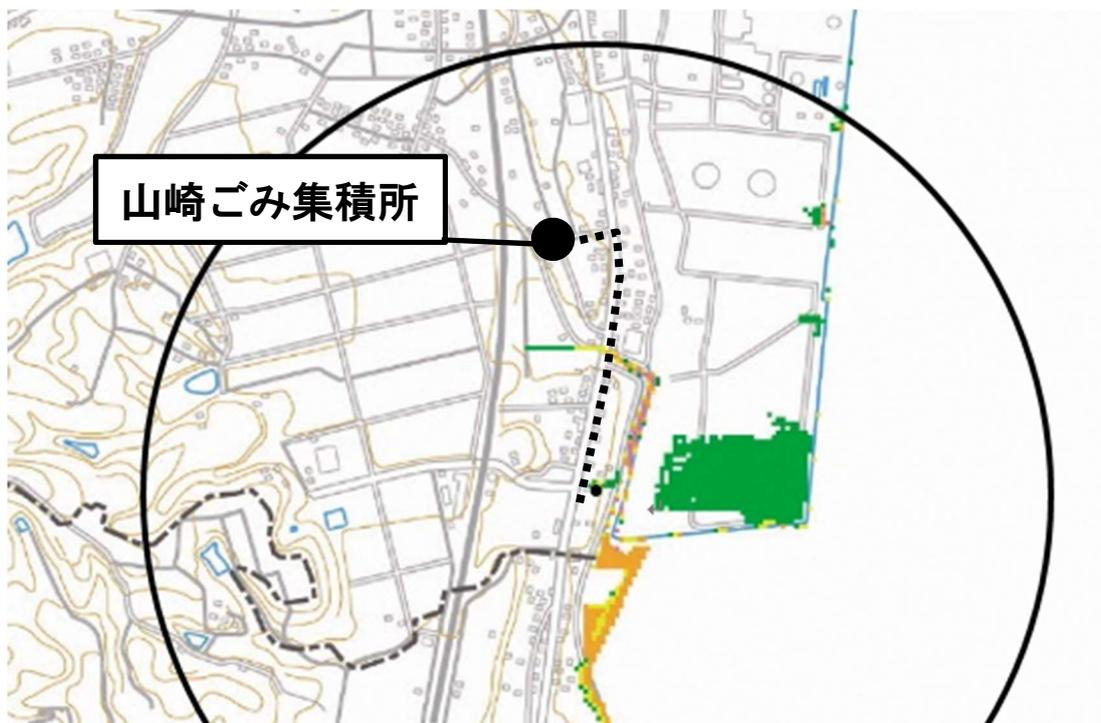
東大高区：AGCグラシア武豊駐車場、東大高公民館



富貴市場区：小桜稲荷神社



富貴区：山崎ごみ集積所



2-7 指定緊急避難場所の指定

町が指定する指定緊急避難場所のうち、避難対象地域に最寄りの指定緊急避難場所を以下のとおり設定します。指定緊急避難場所は、安全で確実な津波避難を可能とするために安全な避難空間の確保が何よりも重要です。一時避難場所としての「避難目標地点」での安全が確保されないと判断する場合は、以下の指定緊急避難場所へ移動します。指定緊急避難場所は、町が行政区ごとに指定する一次開設避難所とします。

なお、下図において浸水区域のうち住居のある行政区を示していますが、工場など住居のない区域は対象外としています。

区	場所	広さ (m ²)
馬場区、玉東区	武豊中学校	39,553
小迎区	武豊小学校	32,007
大足区、東大高区	富貴中学校	37,963
富貴区、富貴市場区	富貴小学校	21,239

武豊中学校及び武豊小学校位置

【武豊中学校】

対象：馬場区、玉東区

避難対象人口：1,136人

【武豊小学校】

対象：小迎区

避難対象人口：1,033人



富貴中学校及び富貴小学校位置

【富貴中学校】

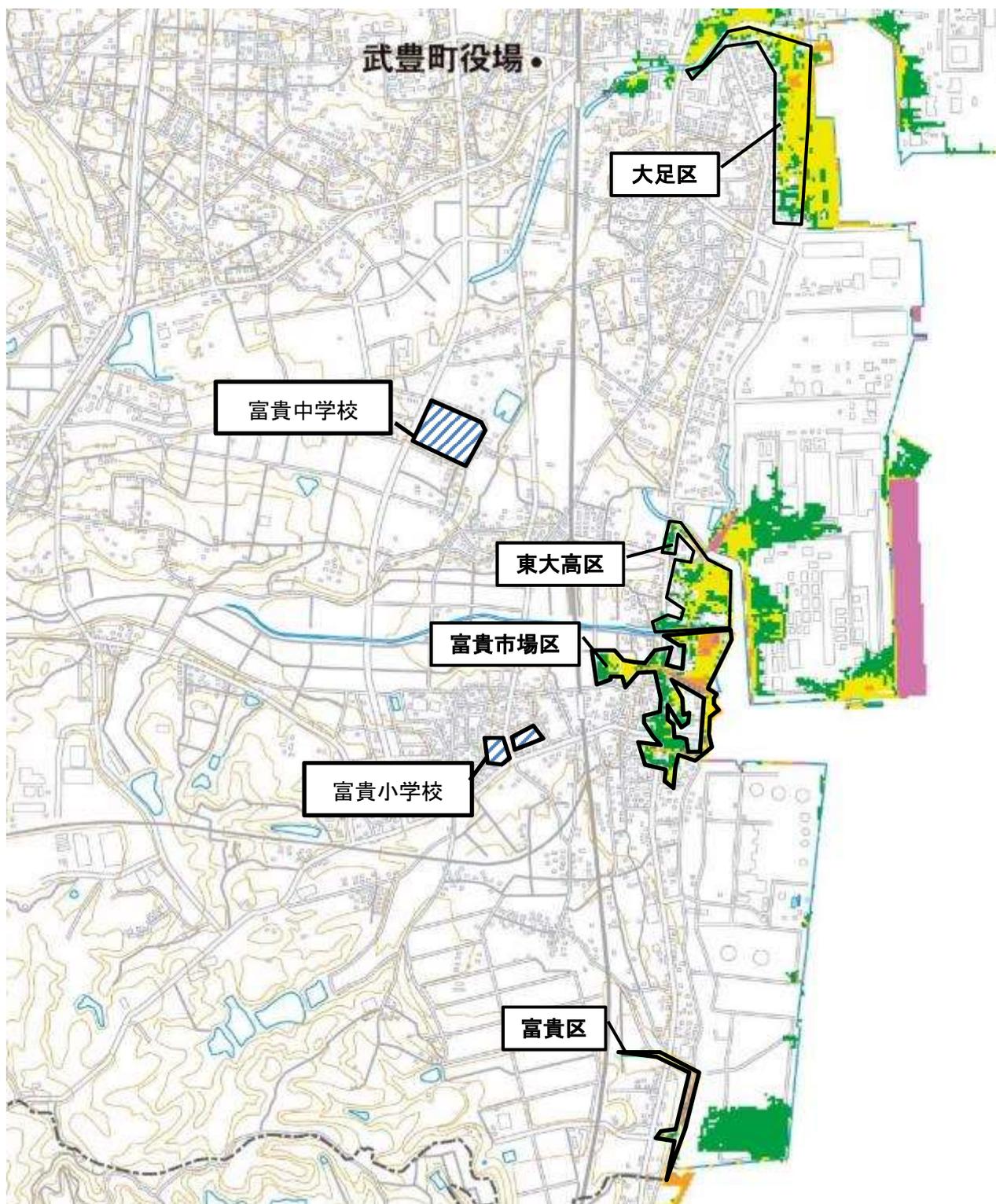
対象：大足区、東大高区

避難対象人口：1,672人

【富貴小学校】

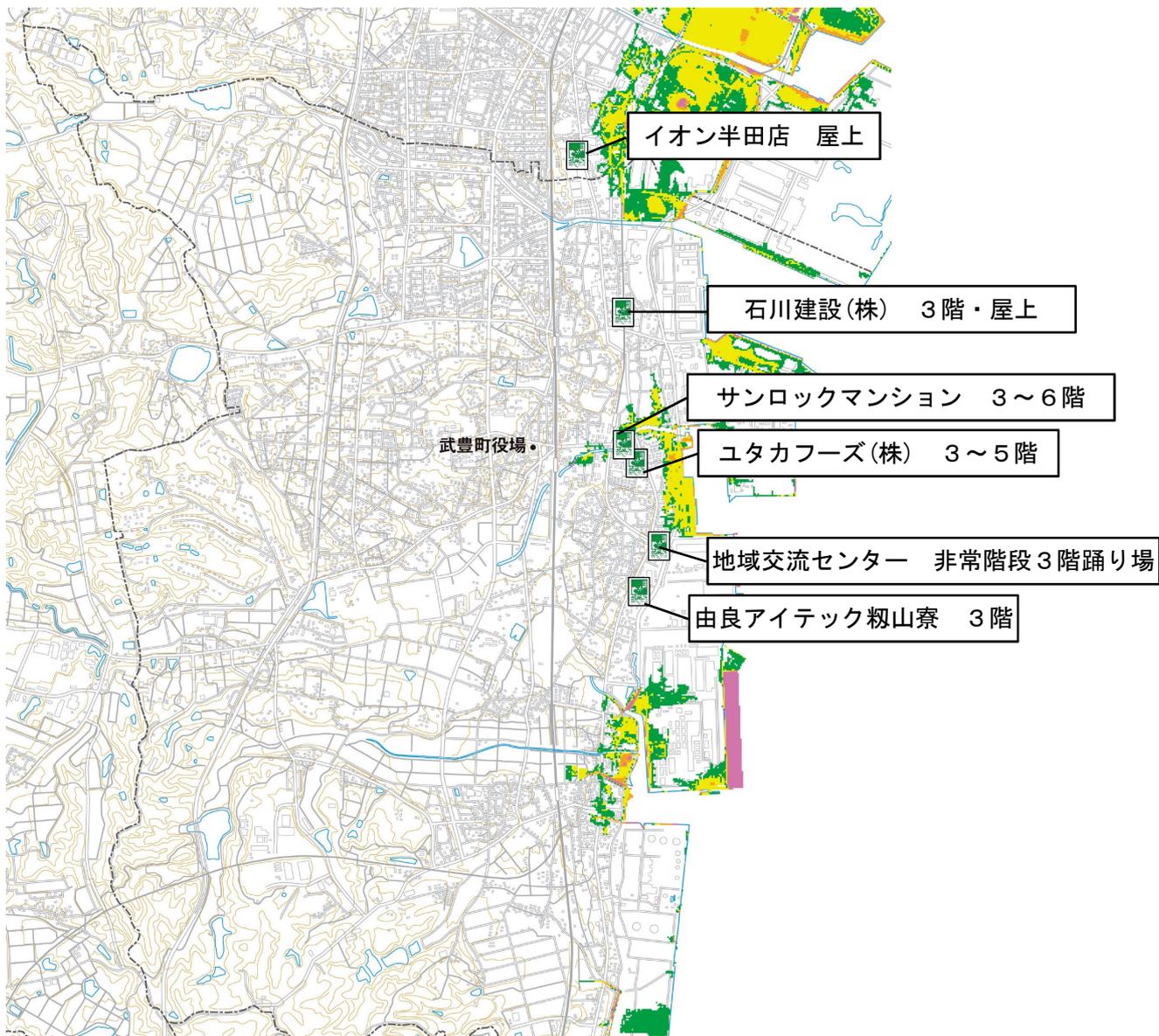
対象：富貴区、富貴市場区

避難対象人口：1,336人



2-8 津波避難ビルの指定

津波から我が身を守るためには、まず高台に避難することが大原則ですが、地震発生から浸水までの時間が短く、安全な高台までの避難が困難である場合も想定されるため、より迅速に、安全に避難する場所を確保する必要があります。本町では、「武豊町津波避難ビルガイドライン」を策定し、6か所の津波避難ビルを指定しています。



	施設名	所在地	避難場所
1	石川建設(株)	字前田 31	3階・屋上
2	サンロックマンション	字西門 74-4	3～6階
3	ユタカフーズ(株)	字川脇 26-1	3～5階
4	由良アイテック(株) 靱山寮	字下田 3-1	3階
5	イオン半田店	半田市有楽町 8-7	屋上
6	地域交流センター	字忠白田 11-4	非常階段3階踊り場

3 行政の対応

3-1 職員初動体制

地震又は津波の発生時、あるいは津波発生のおそれがある場合は、災害対策本部を速やかに設置し、その活動体制を確立します。

(1) 職員の配備体制

町は、地震災害が発生した場合は、以下のとおり地域防災計画の定めにより職員の配備体制をとります。

武豊町災害対策本部の設置

設置区分	設置基準
気象予報警報等による場合	・ 武豊町に震度4以上の地震が発生したとき ・ 東海地震調査情報（臨時）以上が発表されたとき ・ 次の気象予報等のいずれかが武豊町の地域に発表されたとき （伊勢・三河湾への津波注意報、津波警報若しくは大津波警報）
町長が必要と認め、現地災害対策本部を設置する場合	・ 相当規模の災害が発生し、町長が必要と認めたとき

(非常配備体制)

区分	参集対象組織	参集基準
第1非常配備	防災交通課	・ 災害対策本部の設置基準による
第2非常配備	本部支援班、土木班、ため池班、ポンプ場班、避難所運営班	・ 災害対策本部の設置基準に該当し、第1非常配備では対応が困難なとき
第3非常配備	全職員	・ 武豊町に震度5弱以上の地震が発生したとき ・ 災害対策本部の設置基準に該当し、第1非常配備、第2非常配備では対応が困難なとき

出典：「武豊町地域防災計画」（武豊町防災会議、平成30年）

(2) 災害対策本部の体制

武豊町災害対策本部編成図は以下のとおりとします。



出典：「武豊町地域防災計画

附属資料武豊町災害対策本部運営要綱」

(武豊町防災会議、平成 30 年)

3-2 避難誘導等に従事する者の安全確保

津波発生後、町職員、消防職員、消防団員等は、町民が安全かつ迅速に避難できるよう避難先への誘導に努めます。ただし、活動にあたっては、避難誘導や災害対応にあたる者の安全が確保されることを前提とします。

【避難誘導等に従事する者の安全確保】

- ・ 避難誘導等を行う上で、自らの命を守ることが最も基本であることを災害対応に従事する職員等に周知する。
- ・ 津波到達時間や活動地域で想定される浸水深等を周知するとともに、退避ルールを確立する。
- ・ 避難する人数等を考慮して、誘導員の配置や使用する資器材等を具体的に定めておくと共に、無線等の情報伝達手段の確保に努める。
- ・ 災害時の防災拠点となる町庁舎、消防署、消防団詰所、施設の安全対策に努める。

3-3 津波情報等の収集・伝達

(1) 情報収集

地震が発生した場合、若しくは、津波に関する気象予警報が発表された場合は、迅速で効果的な活動を行うため、地震情報（震度、震源、地震の規模、余震の状況等）、津波情報、被害情報及び防災関係機関が実施する災害応急対策活動に関する情報等の迅速な収集・伝達及び町民に対する正確な情報の広報が必要です。

そのため、町は、防災関係機関と緊密に連絡を取り合うとともに、情報の収集を中心とした災害応急対策活動と、これに基づく取組や伝達体制の判断を迅速に行える体制の整備に努めます。

ア 津波に関する警報等

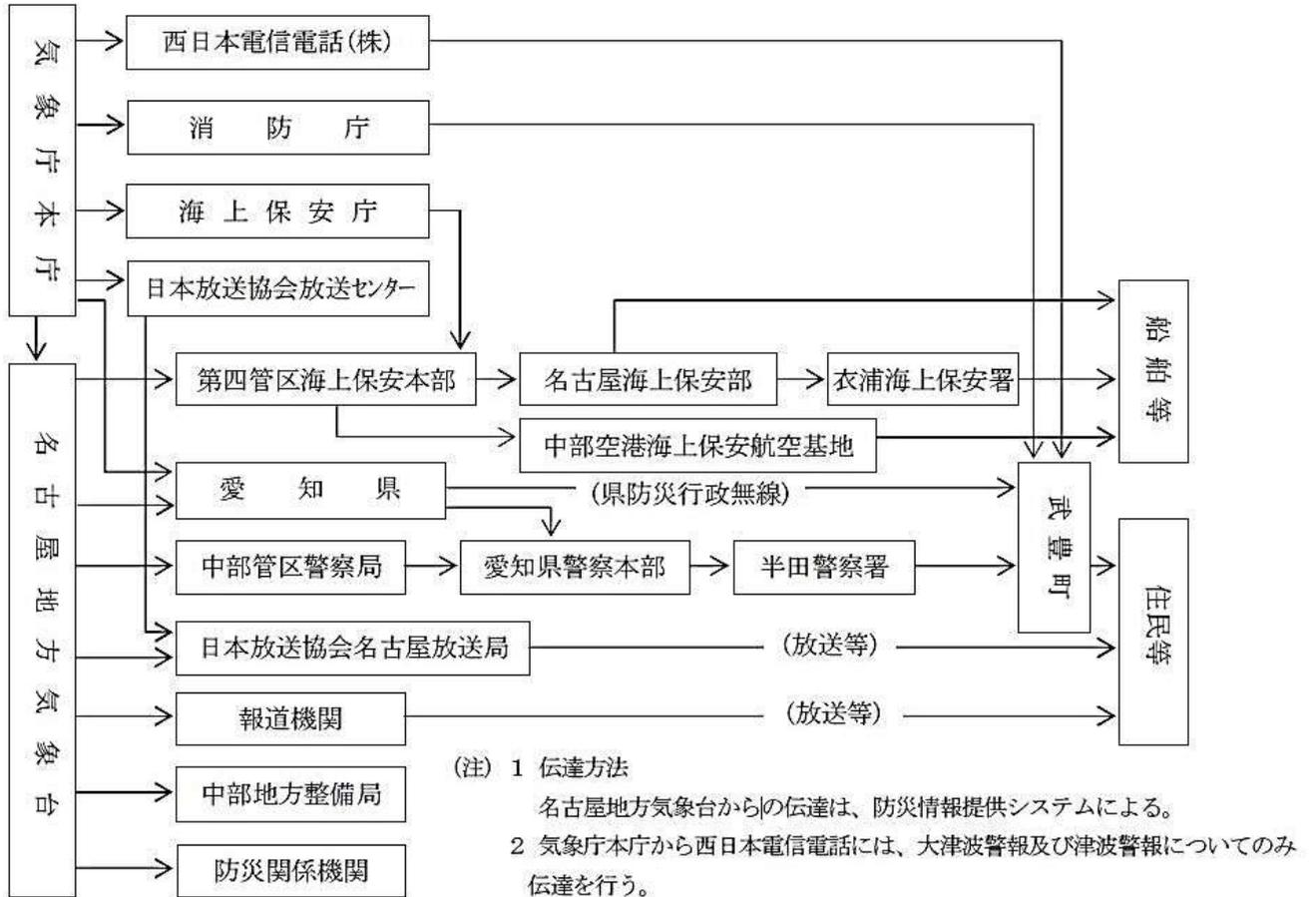
津波警報・注意報は、気象庁又は名古屋地方気象台により、地震が発生してから約3分を目標に以下のとおり発表されます。

種類	発表基準	発表される津波の高さ		取るべき行動
		数値での発表 (津波の高さ予想の区分)	巨大地震の 場合の発表	
大津波警報	予想される津波の高さが高いところで3mを超える場合。	10m超 (10m<予想高さ)	巨大	沿岸部や川沿いにいる人は、直ちに高台や避難ビル等安全な場所へ避難する。
		10m (5m<予想高さ≤10m)		
		5m (3m<予想高さ≤5m)		
津波警報	予想される津波の高さが高いところで1mを超え、3m以下の場合。	3m (1m<予想高さ≤3m)	高さ	沿岸部や川沿いにいる人たちは、直ちに高台や避難ビル等安全な場所へ避難する。
津波注意報	予想される津波の高さが高いところで0.2m以上、1m以下の場合であって、津波による災害の恐れがある場合。	1m (0.2m≤予想高さ≤1m)	(表記しない)	海の中にいる人は、直ちに海から上がって、海岸から離れる

出典：気象庁

イ 津波に関する予報等の情報伝達系統

津波に関する予警報は、大津波警報及び津波警報・注意報、津波情報です。町はこれらの情報を入手した際、防災行政無線（同報系）等により町民等へ伝達します。



出典：「武豊町地域防災計画」（武豊町防災会議、平成 30 年）

(2) 情報伝達

ア 避難勧告・指示の発令基準

津波警報等を覚知した場合、町長は直ちに避難指示を行うなど、速やかに的確な避難指示（緊急）等を発令するものとします。なお、津波警報等に応じて自動的に避難指示（緊急）等を発令する場合においても、住民等の円滑な避難や安全確保の観点から、津波の規模と避難指示（緊急）の対象となる地域を住民等に伝達するものとします。

避難指示（緊急）の発令対象とするすべての区域において、屋内での安全確保措置とはせず、できるだけ早く、できるだけ高い場所へ移動する立退き避難を原則として指示します。

大津波警報、津波警報、津波注意報により、避難の対象とする地域が異なることに注意します。

イ 避難の勧告・指示の内容

町長は、避難の勧告・指示をする場合、次の内容を明示して実施するものとします。

- (1) 避難対象地域
- (2) 避難先
- (3) 避難経路
- (4) 避難勧告又は避難指示（緊急）の理由
- (5) その他の必要な事項

ウ 伝達手段

- ・防災行政無線（屋外拡声器、戸別受信機）
- ・ケーブルテレビ
- ・携帯電話（緊急速報メール機能を含む）
- ・広報車の巡回
- ・自主防災組織を通じた電話連絡や戸別伝達

4. 平時からの津波避難対策

4-1 津波防災教育・啓発

(1) 津波避難のための教育・啓発

津波発生時に住民が的確な判断に基づき行動できるよう、日頃から津波の特性や避難行動等の正しい知識について啓発します。

【主な教育・啓発内容】

- ・ 津波に関する一般知識
- ・ 津波警報や避難指示等に関する知識
- ・ 避難の方法及び場所
- ・ 津波浸水想定区域（津波危険地域）
- ・ 想定される浸水深
- ・ 平常時及び津波災害時の心得

<津波に対する心得>

- ・ 強い地震（震度4程度以上）の揺れまたは弱い地震でも長い間ゆっくりとした揺れを感じたときは、直ちに海岸から離れ、急いで安全な場所に避難する。
- ・ 地震を感じなくても、大津波警報・津波警報が発表された時は、直ちに海岸から離れ、急いで安全な場所に避難する。
- ・ 正しい情報をラジオ、テレビ等を通じて入手する。
- ・ 津波注意報でも海岸での作業や海釣りは危険なので行わない。
- ・ 津波は繰り返し襲ってくるので、大津波警報・津波警報や津波注意報が解除されるまでは気をゆるめない。

(2) 教育啓発の取組事項

これまで作成したハザードマップや防災マップを活用し、出前講座、各種防災行事等を通じた啓発に努めるほか、町防災ボランティア等と協力しながら、町内小中学校で津波等に関する理解を深めるための授業を展開していきます。

4-2 避難訓練

町及び関係機関は、津波が発生した場合にその被害を最小限に防止し、迅速かつ的確な災害応急対応を実施するため、地域住民等の協力を得て、地区の現状に即した住民主体の避難訓練を行います。

(1) 訓練の内容

訓練の内容は、津波被害が発生する地震を想定し、震源、津波の高さ、津波到達時間、津波の継続時間等を想定し、想定津波の発生から終息までの時間経過に沿った訓練内容を設定します。その際、最大クラスの津波やその到達時間を考慮した具体的かつ実践的な訓練を行うよう努めます。

主な訓練内容は、以下の通りです。

項目	訓練内容
情報収集・伝達訓練	初動体制や情報の収集・伝達ルートの確認、操作方法の習熟等を検証する訓練
津波避難訓練	避難計画において設定した津波避難経路や避難経路を実際に避難することにより、ルートや避難標識の確認、避難の際の危険性、避難に要する時間、避難誘導方法等を把握する訓練（非常持出品を入れたリュックサックを背負うなど、実践を想定した訓練を行う）
津波防災施設 操作訓練	実際に津波災害が起きた場合を想定し、あらかじめ決められた者が、津波の到達時間内で、適切な手順で水門・陸閘等の施設の操作を実施できるか、あるいは、地震動等により通常の操作が不能となった場合の対策をどうするか等を検証する訓練

(2) 訓練の検証

町及び自主防災組織は、訓練後には訓練成果を取りまとめ、課題等を整理し、必要に応じて改善措置を講じるとともに、次回の訓練に反映させるよう努めます。

(3) 訓練の工夫

訓練では、地震規模や被害の想定を明確にして、できるだけ災害発生時を想定した取組を行うよう努めます。

5. その他留意事項

5-1 沿岸部への来訪者や港湾・海岸利用者等への津波啓発

町は、沿岸部への来訪者や港湾・海岸利用者等への避難誘導體制の強化を図るため、以下の取組を推進します。

(1) 情報伝達・避難誘導のマニュアル作成及び津波啓発の実施

町は、駅、その他の集客施設等の管理者に対し、利用者への情報伝達方法や避難誘導方法を定めたマニュアル及び、津波に対する心得や地域の津波の危険性、避難目標地点等を掲載した津波避難計画図を作成し、従業員や利用者等に配布するよう促します。

(2) 誘導標識や標高看板等の設置

町外からの来訪者や港湾・海岸利用者等、地理不案内で津波の認識が低い者に対する標高表示や避難方向や避難場所等を記した案内看板等を設置します。

(3) 沿岸部の企業等と連携した啓発の実施

事業者と連携し、従業員や来訪者向けの啓発活動を実施します。

5-2 避難行動要支援者の避難対策

津波災害発生時には、避難行動要支援者への特別な配慮、支援が重要であり、津波から避難行動要支援者を守るための支援体制の整備を図る必要があります。

(1) 地域の支援体制づくり

避難行動要支援者の安全と入所施設を確保するため、医療機関、社会福祉施設、自治区、民生委員等との支援体制の確立に努めます。

(2) 避難行動要支援者の事前把握

災害時に円滑かつ迅速な避難の支援、安否の確認等を行うため、避難行動要支援者名簿を作成します。

(3) 家族や地域単位での避難行動支援

避難行動要支援者の方々は、家族や地域支援に頼る現状にあるため、場合によっては自動車等の使用も検討する必要があります。また、障がいの程度や家族による支援の有無、自宅からの避難距離等から、地域の方々と同様な避難行動ができない場合は、自宅周辺の浸水深の予測から、近くにある比較的堅牢な建物への避難や自宅での垂直避難を検討する必要があります。

武豊町津波避難計画

平成30年11月発行

〒470-2392

愛知県知多郡武豊町字長尾山2番地

愛知県武豊町総務部防災交通課

TEL 0569-72-1111

FAX 0569-73-0001

URL <http://www.town.taketoyo.lg.jp/>

E-mail bosai@town.taketoyo.lg.jp